

医療安全通信 第7号-1

【薬局部医療安全委員会】

医療安全推進のため、Pharma Bridgeを通じて、医療安全上の周知すべき情報やタイムリーな話題を随時発信いたします。業務手順書の書換えや日常業務にお役立てください。

後発医薬品への変更調剤について

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の「共有すべき事例」2015年6月分には『後発医薬品への変更調剤』についての事例が掲載されています。

http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/pdf/sharing_case_2015_06.pdf

◆ 事例の内容

今回からニフェジピンに替わり、カルデナリン錠4mgが処方された。患者は後発医薬品を希望していたため、ドキサゾシン錠4mgを調剤すべきところ、カンデサルタン錠4mg「あすか」で調剤した。調剤薬鑑査時に間違いに気づき、正しい薬を渡した。

◆ 背景・要因

カルデナリン錠4mgの一般名を、カンデサルタンと思い込んでしまった。処方せんを見間違い、商品名の確認も不十分であった。

◆ 薬局が考えた改善策

処方監査をしっかりとる。基本的な手順を守る。

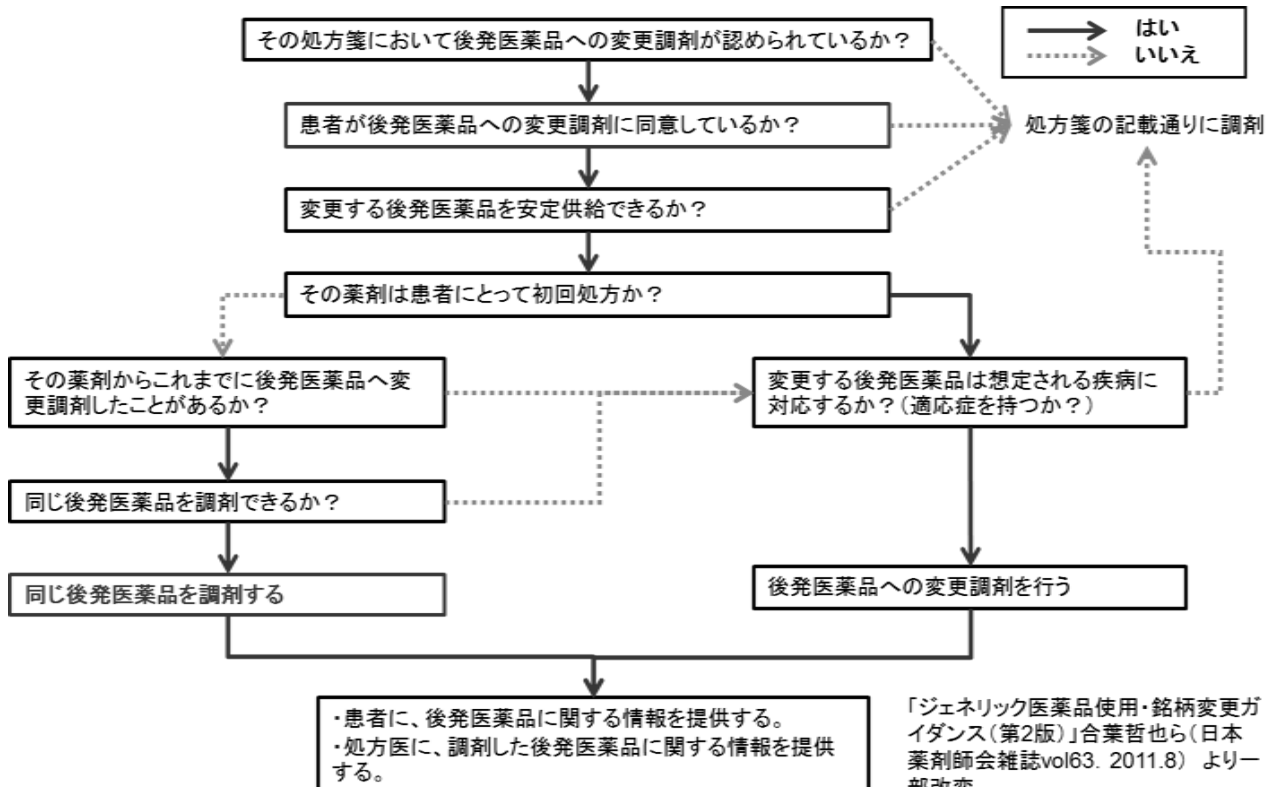
◆ 事例のポイント

○先発医薬品から後発医薬品に変更する場合には、処方せんに記載された「先発医薬品名」と薬局で選択する「後発医薬品名」を間違えずに調剤する必要がある。

○他の薬剤でも起こりうる間違いであり、注意が必要であろう。

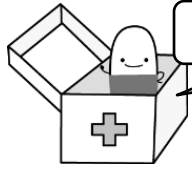
【原文のまま抜粋】

後発医薬品の変更調剤においては、下図のようなフローチャートに沿った確認が必要となります。



確認事項が多く、調剤時の作業が増えるため、注意が散漫になりやすくなります。

また、後発医薬品に変更調剤する場合、処方箋に記載されている医薬品とは異なる名称の医薬品を調剤することになり、ミスを起こしやすい状況であることを意識して調剤する必要があります。

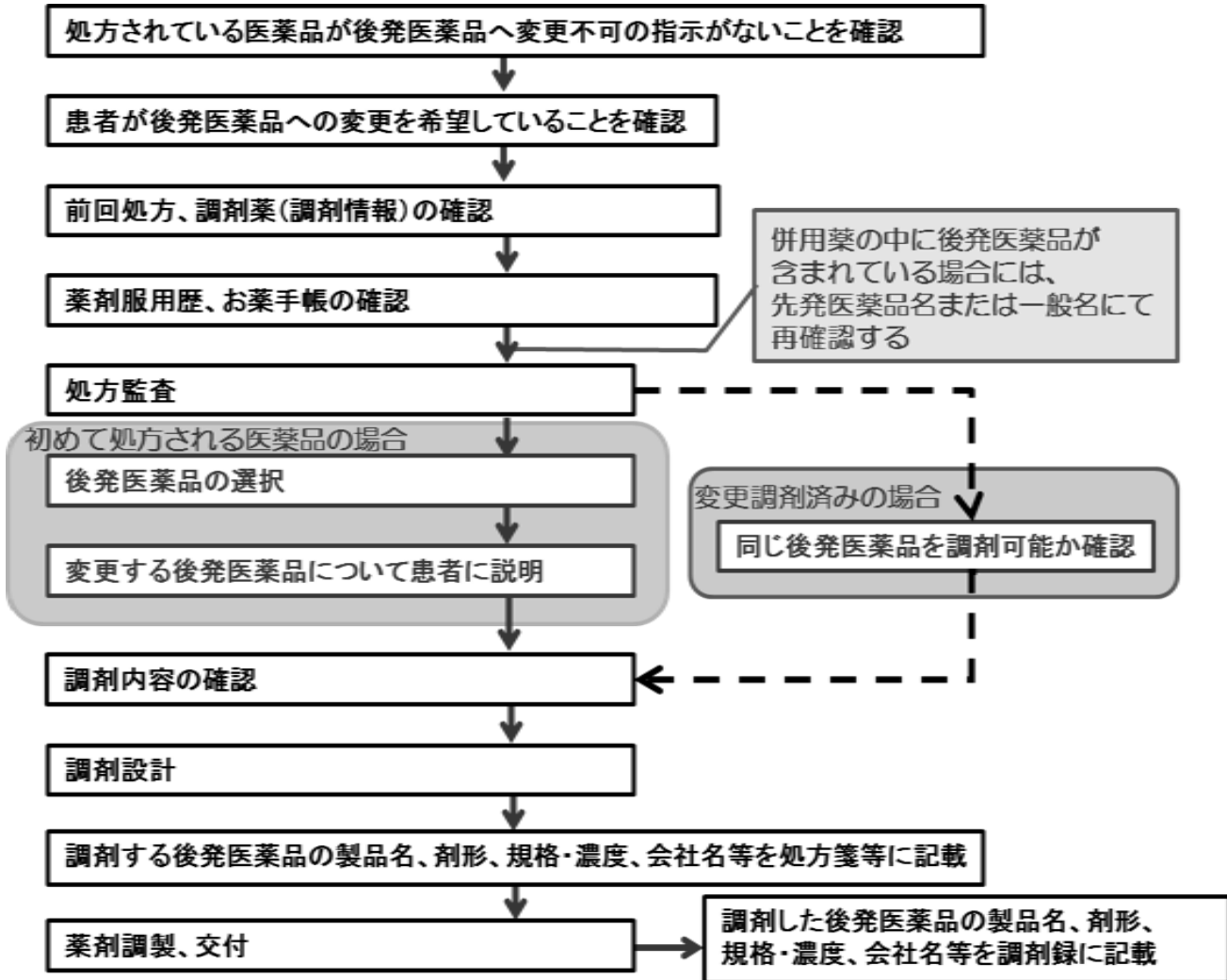


医療安全通信 第7号-2

【薬局部医療安全委員会】

後発医薬品への変更調剤手順(例)
医療事故防止の視点から

日本薬剤師会が作成した「後発医薬品への変更調剤手順」の例です。



後発医薬品には類似の名称が多く、先発医薬品と適応症が異なることもあります。また、一般名処方の増加に伴い、調剤時の業務行程は複雑さを増しており、細心の注意が必要です。

それぞれの薬局の調剤の流れに合わせた変更手順を作成して、業務手順書に記載したり、調剤室に掲示するなどして、後発医薬品の変更調剤を適切に行いましょう。

後発医薬品の調剤に係る事故を防止するために

- 先発医薬品や一般名で記載された医薬品の情報（医薬品名・剤形・規格）を後発医薬品に置き換える場合のエラーに注意する。
- 在庫している後発医薬品と先発医薬品の対比表を作成する。
- 対応する先発または後発医薬品の名称や一般名を、薬品棚に表示する。
- 薬歴の表紙や患者情報の画面に、後発品希望の有無を明記する。